

# 企業立地の優遇措置

→税金 →補助事業 →融資

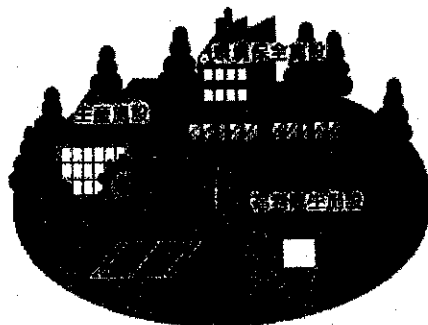
## 国の優遇措置

### 税制優遇

- ・特定事業用資産の買い換えの特例 (所得税・法人税) → 用地、生産施設・設備
- ・減価償却の特例(建物・機械設備) → 生産施設・設備

### 補助事業

- ・地域雇用開発助成金等(厚生労働省) → 従業員
- ・電源適地地域等企業立地促進事業費補助金 ((財)電源地域振興センター) → 生産(営業)施設・設備



## 北海道の優遇措置

### 税制優遇

- ・事業税の減免 → 生産施設・設備
- ・不動産所得税の減免 → 用地
- ・固定資産税の減免 → 用地

### 補助事業

- ・雇用促進 → 従業員
- ・建物・機械設備費等 → 環境保全施設、生産施設・設備

### 融資

- ・産業活性化資金 → 建物・機械設備費、用地取得費等

## 市町村の優遇措置

### 税制優遇

- ・固定資産税等の減免 → 固定資産

### 助成金

- ・用地取得費 → 用地
- ・建物・機械設備費等 → 生産施設・設備

### 雇用促進

## 政府系金融機関等からの優遇措置

- ・日本政策投資銀行(設備資金) →
- ・中小企業金融公庫(設備資金、長期運転資金) →
- ・国民生活金融公庫(設備資金、運転資金) → 建物・機械設備費、用地取得費、運転資金等
- ・商工組合中央金庫(設備資金、運転資金) →
- ・農林中央金庫(設備資金、長期運転資金、短期運転資金) →
- ・中小企業基盤整備機構(集団化事業等に要する資金) →

※電源地域振興特別融資促進事業(融資の特典・利子補給)

経済産業省 北海道経済産業局 産業部 産業立地課 〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目(札幌第1合同庁舎)  
TEL 011-736-9625 FAX 011-709-2568 E-mail:hokkaido-ricchi@meti.go.jp URL:http://www.hkd.meti.go.jp/

## 政府系金融機関の融資制度

中小企業の皆様が事業に必要な資金を融資します。

貸付対象者	中小企業者(個人または法人で事業を営まれる方)
貸付機関	中小企業金融公庫・国民生活金融公庫・商工組合中央公庫
対象業種	一部の業種を除くほとんど全ての業種
貸付限度額	一般(普通)貸付 中小企業金融公庫 4億8千万円 国民生活金融公庫 4千8百万円(特定設備7千2百万円) 商工組合中央公庫 原則として、組合200億円、組合員20億円(特別貸付と合わせてこの限度内) この他に、貸し渋り対応等特定の目的のために各種の特別貸付制度もご利用いただけます。
貸付条件	保証人、担保(不動産、有価証券など)など
貸付期間	中小企業金融公庫 設備資金原則10年以内(据置期間1年以内) 運転資金原則5年以内(据置期間1年以内) 国民生活金融公庫 設備資金原則10年以内(据置期間2年以内) 運転資金原則5年以内(据置期間1年以内) 特定設備資金20年以内(据置期間2年以内) 商工組合中央公庫 設備資金原則15年以内(据置期間2年以内) 運転資金原則10年以内(据置期間2年以内)
貸付利率	中小企業金融公庫・国民生活金融公庫：基準利率 商工組合中央公庫：貸付対象組合・組合員の別及び貸付期間等に応じて異なります。 *特別貸付については、基準金利よりも低い利率を設定しているものもあります。
取扱期間	特に定めなし

## 北海道産業振興条例に基づく企業立地の促進を図るための助成の措置

北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例(通称 北海道産業振興条例)に基づく助成内容は次のとおりです。(平成20年4月1日施行)

(問い合わせ先) 北海道経済部産業立地推進局産業立地課 電話011-204-5324

類型	区分	対象施設	対象業種	対象地域	新設 増設	補助要件 ・投資額 ・雇用増	助成内容		
							助成額	限度額	通算 限度額
類型 I	成長産業分野	工場	自動車関連製造業	全道 (札幌市を除く)	新設	20億円以上	投資額の10%	35億円 注5	45億円
			増設		40人以上	投資額の5%	10億円		
			新設		2,500万円以上	投資額の10%	15億円 注5	30億円	
			増設			投資額の5%			10億円
特定事業所等	産業支援サービス業 ・ソフトウェア業	全道	新設	5,000万円以上 特定技術者 5人以上	特定技術者1人 あたり100万円 (新設後3年間に おける雇用増が 対象)	1億円(新設 後3年間の累 計)	—		
類型 I	発展基盤施設分野	試験研究施設	自然科学研究所	全道	新設	10億円以上 研究員5人以上	投資額の10%	10億円	—
		航空機整備 関連施設	航空機整備関連事業	全道 (札幌市を除く)	20億円以上 40人以上				
		国際物流 関連施設	国際物流関連事業	国際物流拠点地域 ・関税法の開港、 税関空港 ・保税地域 注3	20億円以上 20人以上 特別対策地域特例 10億円以上 5人以上 注4				
類型 II	産業集積拠点形成分野	工場	製造業	工業団地 (札幌市を除く)	新設	5,000万円以上 5人以上	投資額の8%	3億円	—
		特定事業所等	産業支援サービス業 ・データセンター事業		増設(新たに土地を確保して増設するものに限る(道内移転を除く))	10億円以上 20人以上			
類型 III	市町村連携促進分野	工場	市町村が行う立地助成措置の対象でありかつ次に該当するもの ・製造業、自然科学研究所、ソフトウェア業、データセンター事業、コールセンター事業	特別対策地域 注4	新設	・市町村が行う立地助成措置の対象であること ・2,500万円以上 ・5人以上	投資額の4% 企業立地促進法 適用地域特例 新設の場合のみ 投資額の8%	1億円	5億円
		試験研究施設 特定事業所等			増設				

注1 助成額が投資額を上回る場合は、投資額を助成額とします。

2 類型Iから類型IIIまでの区分のうち、いずれか一つの区分の補助金の交付を受けることができます。

3 国際物流拠点地域の関税法の開港、税関空港とは、次の港及び空港の臨港地区及び飛行場の区域です。

紋別港、網走港、花咲港、釧路港、十勝港、苫小牧港、室蘭港、函館港、小樽港、石狩湾新港、留萌港、稚内港、新千歳空港、旭川空港、函館空港

4 特別対策地域とは、農村地域工業等導入促進法などの地域開発関係法の適用地域です。詳しくは別図をご覧ください。

5 雇用増に応じた上限スライド制を適用します。雇用増に応じた上限スライド制とは、雇用増の人数に応じて限度額を設定するものです。

自動車関連製造業		電器・電子機器製造業、医薬品等製造業	
雇用増	限度額	雇用増	限度額
40人以上100人未満	10億円	40人以上100人未満	10億円
100人以上200人未満	20億円	100人以上	15億円
200人以上	35億円		

国民生活金融公庫の特別貸付

		ご利用いただける方	ご融資限度額	ご返済期間
新企業育成貸付	新規開業資金	新たに開業する方や開業後おおむね5年以内の方	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	(運)5年以内 (特に必要な場合は7年以内) (設)15年以内
	女性、若者/シニア起業家資金	女性または30歳未満か55歳以上で、新たに開業する方や開業後おおむね5年以内の方	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	(運)5年以内 (特に必要な場合は7年以内) (設)15年以内
	新事業活動促進資金	経営多角化、事業転換などにより、第二創業などを図る方	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	(運)5年以内 (特に必要な場合は7年以内) (設)15年以内 (特に必要な場合は20年以内)
セーフティネット貸付	経営環境変化資金	売上が減少するなど業況が悪化している方	普通貸付と合わせて4,800万円	5年以内 (特に必要な場合は7年以内)
	金融環境変化資金	取引金融機関の経営破たんなどにより、資金繰りに困難を来している方	別枠 3,000万円	
	取引企業倒産対策資金	取引企業の倒産などにより、経営に困難を来している方	別枠 3,000万円	(運)5年以内 (特に必要な場合は7年以内) (設)15年以内
企業再生貸付	企業再建資金	中小企業再生支援協議会等の関与の下で企業の再建を図る方	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	(運)5年以内 (特に必要な場合は7年以内) (設)15年以内
企業活力強化貸付	企業活力強化資金	卸売業、小売業、飲食店またはサービス業を営む方で、店舗の新築・増改築、機械設備の導入、新分野進出などを行う方または倉庫業、道路貨物運送業等を営む方で、特定の倉庫施設などを取得する方	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	(運)5年以内 (特に必要な場合は7年以内) (設)20年以内 (一部の対象者については15年以内)
	IT資金	情報化のための設備の取得などを行う方	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	(運)5年以内 (特に必要な場合は7年以内) (設)15年以内
	財務向上サポート資金	経常利益が赤字であるなど一定の要件に該当する方であって、合理化のための設備投資などの取り組みを行うことにより収益性の向上が見込まれる方	1,500万円	(運)5年以内 (特に必要な場合は7年以内) (設)10年以内 (特に必要な場合は15年以内)
	地域雇用促進資金	雇用創出効果の見込まれる設備投資を行う方	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	(運)5年以内 (特に必要な場合は7年以内) (設)15年以内
食品貸付		食品関係の小売・製造小売または花き小売業を営む方で、店舗の新築・増改築、機械設備の導入、フランチャイズへの加盟などを行う方	7,200万円	(設)原則13年以内
環境・エネルギー対策貸付	資源エネルギー資金	省エネ設備を設置する方	7,200万円	(設)15年以内

	環境対策資金	公害防止や再生資源の有効利用などを行う方	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	(運)5年以内 (特に必要な場合は7年以内) (設)15年以内
	社会環境対応施設整備資金	高齢者や身体障害者などの利用に配慮した施設を設置する方または事業継続計画(BCP)に基づき、防災施設等の整備を行う方	7,200万円	(設)15年以内
災害貸付	—	災害により被害を受けた方	各融資制度の限度に1災害あたり上乗せ3,000万円	(設)10年以内

中小企業金融公庫の特別貸付

		ご利用いただける方	ご融資限度額	ご返済期間
新企業育成貸付	新事業育成資金	新規性、成長性のある事業を始めて7年以内の方	6億円	(運) 7年以内 (股) 15年以内
	再チャレンジ支援資金	再チャレンジする起業家の方	7億2千万円(うち運転資金2億5千万円)	(運) 7年以内 (股) 15年以内 成功払い型 5年以内
	女性、若者/シニア起業家資金	女性または30歳未満か55歳以上で、新たに開業する方や開業後おおむね5年以内の方	7億2千万円(うち運転資金2億5千万円)	(運) 7年以内 (股) 15年以内
	新事業活動促進資金	経営多角化、事業転換により、第二創業を図る方、「経営革新計画」の承認を受けた方など	7億2千万円(うち運転資金2億5千万円)	(運) 7年以内 (股) 20年以内
セーフティネット貸付	経営環境変化対応資金	一時的に売上が減少するなど業況が悪化している方	一般貸付と合わせて4億8千万円	(運) 7年以内
	金融環境変化対応資金	金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに困難をきたしている方	別枠 2億円	
	取引企業倒産対策資金	取引企業の倒産などにより、資金繰りに困難をきたしている方	別枠 1億5千万円	(運) 7年以内 (股) 15年以内
企業再生貸付	事業再生支援資金	<アーリーDIP> 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て等を行った方  <レイターDIP> 民事再生法に基づく再生計画の認可決定等を受けた方	7億2千万円(うち運転資金2億5千万円)	1年以内  (運) 5年以内 (股) 10年以内
	企業再建・事業承継支援資金	①経営改善又は経営再建等に取り組む方、 ②倒産した企業、経営難の状態にある企業や後継者不在等により事業承継が困難となっている企業から事業を承継する方など	7億2千万円(うち運転資金4億8千万円)	① (運) 10年以内 (股) 20年以内 ② (運) 7年以内 (股) 15年以内
企業活力強化貸付	企業活力強化資金	卸売業、小売業、飲食店またはサービス業を営む方などで、店舗の新築・増改築、機械設備の導入、新分野進出などを行う方または倉庫業、道路貨物運送業等を営む方で、特定の倉庫施設などを取得する方	7億2千万円(うち運転資金2億5千万円)	(運) 7年以内 (股) 20年以内
	IT活用資金	情報化のための設備の取得などを行う方	7億2千万円(うち運転資金2億5千万円)	(運) 7年以内 (股) 15年以内
	海外展開資金	製造業、新聞業、出版業、印刷業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、物品の修理業・設計業に係る直接海外投資等を行うための資金	別枠 2億5千万円	(運) 5年以内 (股) 10年以内
	地域雇用促進資金	特定の地域において、雇用創出効果の見込まれる設備投資を行う方など	7億2千万円(うち運転資金2億5千万円)	(運) 5年以内 (股) 15年以内

環境・エネルギー対策貸付	資源エネルギー資金	特定の石油代替エネルギー設備・省エネ設備を設置する方など	7億2千万円	(股) 15年以内
	環境対策資金	特定の産業公害防止施設等を設置する方	7億2千万円(うち運転資金2億5千万円)	(運) 7年以内 (股) 15年以内
	社会環境対応施設整備資金	高齢者や身体障害者などの利用に配慮した施設を設置する方または事業継続計画(BCP)に基づき、防災施設等の整備を行う方	7億2千万円	(股) 15年以内
災害復旧貸付	—	別に指定された災害により被害を受けた方	各融資制度の限度に1災害あたり上乘せ1億5千万円	(運)(股) 10年以内

### 政府系金融機関の中小企業経営革新等支援貸付

経営革新の取り組みや研究開発した技術の事業化に取り組む際、融資を受けられるとともに、異分野の中小企業者が柔軟な連携を通じて行う新たな事業活動(新連携)や第二創業に取り組む方が融資を受けられます。

貸付対象者	次の要件の何れかに該当する中小企業又は組合等 1. 中小企業新事業活動促進法に基づき「経営革新計画」の承認を受けたもの 2. 中小企業新事業活動促進法に基づき「新連携計画」の認定を受けたもの 3. SBIR 特定補助金等により研究開発した技術を活用するもの(中小公庫のみ) 4. 上記以外で第二創業(事業転換、経営多角化)に取り組むもの	
貸付機関	中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、商工組合中央金庫	
資金用途	設備資金、長期運転資金	
貸付限度額	中小企業金融公庫	設備7億2,000万円 うち運転2億5,000万円
	国民生活金融公庫	設備7,200万円、うち運転4,800万円
	商工組合中央金庫	設備7億2,000万円 うち運転2億5,000万円
貸付条件	担保徴求の特例制度有り(中小企業金融公庫、商工組合中央金庫) 2000万円まで第三者保証人特例有り(国民生活金融公庫) 経営者の個人保証免除の特例制度有り(中小企業金融公庫、商工組合中央金庫) * 中小企業新事業活動促進法に基づく計画の承認や業種の指定とは別に各金融機関での審査が必要です	
貸付期間	設備20年(2年)以内、運転7年(3年)以内	
貸付利率	基準利率、特別利率 詳しくは各金融機関のホームページをご覧ください 中小企業金融公庫 <a href="http://www.jasme.go.jp/index.html">http://www.jasme.go.jp/index.html</a> 国民生活金融公庫 <a href="http://www.kokukin.go.jp/">http://www.kokukin.go.jp/</a> 商工組合中央金庫 <a href="http://www.shokochukin.go.jp/">http://www.shokochukin.go.jp/</a>	

### 高度化融資制度(中小企業基盤整備機構)

中小企業者が共同で経営体質の改善、環境変化への適応を図るため、事業の集団化や共同化を行う際に、経営革新の相当な効果が見込まれる等一定の要件を満たすものに対し、融資利率を無利子とする融資条件の優遇措置を行います。

貸付対象者	中小企業新事業活動促進法に基づく承認を受けた「経営革新計画」に従って高度化事業を実施する組合等(計画承認を受けた4社以上のグループが対象事業⑥の経営改革事業を行う場合は組合同様対象となる。)
貸付主体	都道府県又は中小企業基盤整備機構
貸付条件	限度額: 貸付対象施設の取得・造成・整備に必要な資金の80/100以内 金利: 無利子(通常1.10%: 平成19年度貸付分に適用。毎年度見直し予定) 償還期限: 最長20年以内(据置期間3年以内) 担保・保証人: 規定により必要
対象事業	① 集団化事業(集団で行う工場・店舗等の移転) ② 施設集約化事業(共同工場、共同店舗等の設置) ③ 連鎖化事業(物品の計画的な集中購買、販売、あっせんを行うための施設の設置) ④ 共同施設事業(共同物流センター、加工場、倉庫等共同施設の設置) ⑤ 設備リース事業(設備を組合が一括購入して、組合員にリースする事業) ⑥ 経営改革事業(新商品・新技術開発、情報の収集・処理・提供を行うための研究施設、事務所の設置) ⑦ 企業合同事業(特別の法律に基づく承認や認定を受けた中小企業者が合併又は出資会社を設立して、事業の集約化、事業転換等を図る事業)
貸付手続き	① (事前助言) 窓口である都道府県への相談 ② (診断申込) 高度化事業計画の作成、診断申請 ③ (借入申込) 申込書を都道府県へ提出 ④ (貸付決定) 資金貸付 * 資金貸付後も円滑な事業実施のため、随時診断助言が行われる

# 北海道の創業のための支援 補助制度

制度名	対象者	補助内容	問い合わせ先
	●右記の6圏域において、事業年度に実現するビジネスプランを有する個人、中小企業者等	●対象事業：食と観光分野等の地域資源を活かした起業成功事例をつくるため、モデルとなる起業家の開業資金の一部を支援する事業 ●対象地域 [道央圏] 石狩、空知、後志、胆振、日高 ※札幌市を除く [道南圏] 渡島、檜山 [オホーツク圏] 網走 [道北圏] 上川、紋別、余市 [十勝圏] 十勝 [釧路・根室圏] 釧路、根室 ●対象経費：新規開業に必要な経費（建物、土地購入経費などを除く） ●助成限度額：対象経費の1/2以内 ●限度：250万円	●(財)北海道中小企業総合支援センター 新産業育成部 (011)232-2403 www.hsc.or.jp/ ●北海道経済部商工局 商工金融課 経営支援グループ (011)204-5332
	北海道内で概ね1年以内に創業予定の方または創業2年未満で事業の発展を目指している方（個人、中小企業者等） （*ただし、法人である場合は子会社など他の企業の実質的支配下にある方や、応募時点でほかに事業を営んでいる方が実施するものは対象となりません。）	全道からビジネスプランを募集し、書類選考された方にはプランのレベルアップをお手伝いしたうえで、プラン発表会に参加していただきます。審査により優れたプランと認められた方には、奨励金をさし上げると共に開業資金の一部について融資を検討するなど、プラン実現化の支援を行います。 ●募集期間：5/21~7/31 ●プラン発表会：10/18（会場：北海道赤レンガ庁舎） ●奨励金：最優秀賞80万円、優秀賞20万円、奨励賞10万円	●(財)北海道中小企業総合支援センター 新産業育成部 (011)232-2403 www.hsc.or.jp/ ●北海道経済部商工局 商工金融課 経営支援グループ (011)204-5332
	次に掲げる①~⑤の要件のいずれかに該当する者 ①現在事業を営んでいない個人で遅くとも交付決定日より1ヶ月以内に創業予定の個人 ②現在事業を営んでいない個人で遅くとも交付決定日より2ヶ月以内に中小企業である会社を設立予定の個人 ③個人事業者 ④中小企業者 ⑤企業組合、協業組合	対象事業：以下の①、②のいずれかに該当するもので助成期間終了後2年以内の事業化が達成可能なもの ①新製品・新技術の開発成果を事業化する事業 ②革新的な方法で商品やサービスを提供する事業 ●対象経費：試作品開発、サービス実践、市場開拓を行うための経費 ●助成額：助成対象経費の1/2以内、100万円~500万円の額 ●対象期間：12ヶ月以内	●(独)中小企業基盤整備機構 新事業支援部資金助成室 (03)5470-1539 (直) www.smrj.go.jp/venture/grant/index.html
	道庁地域（道庁市、道庁市、伊達市）内の創業間もない中小企業者（2年以内）	対象事業：新分野への事業展開のための事務経費を助成 ●補助率：対象経費（家賃、光熱水費、通信運搬費）の1/2、 ●限度：月5万円限度 ●対象期間：2年以内	(財)道庁テクノセンター (0143)45-1188 www.murotech.or.jp/
	雇用保険の支給資格者自身が創業し、創業後1年以内に雇用保険の適用事業所となった事業主（雇用保険の支給資格決定を受けた者で、その支給資格に係る雇用保険法の規定による特定基礎期間が5年以上であり、かつ、創業等の前日までに法人等設立準備書を公共職業安定所へ提出した者に限る） なお、移転経費については法人等を設立するため、その住所を変更する場合であり、同意雇用機会増大促進地域に雇用保険の適用事業所を開設し、旧所在地からの当該適用事業所までの距離が100km以上又は往復4時間以上である者等。	●対象経費 (1)法人等の設立に係る計画作成に要した費用 (2)雇用される労働者又は創業支給資格者が知識・技能習得のため、講習・相談に要した費用 (3)雇用管理の改善に関する事業に要した費用 (4)(1)~(3)の他に、法人設立・運営に要した費用 (5)地域雇用開発促進法に基づく同意雇用機会増大促進地域において法人等を設立するため、住所を移転する場合の移転費用 ●助成額：法人等の設立日から起算して3ヶ月間について支払った対象経費の1/3で200万円を限度とする額（同意雇用機会増大促進地域の場合は助成率1/2で300万円を限度）なお、移転費用については、移転に伴う実費相当額及び一定額	●最寄りのハローワーク（公共職業安定所）（TELは問い合わせ先一覽を参照） ●雇用助成金さっぽろセンター [北海道労働局職業安定部] 職業対策雇用開発係 (011)709-2311（内線3685）
	45歳以上の高齢者等が3人以上が、自らの職業経験等を活用することにより共同して事業を開始し、45歳以上65歳未満の労働者を雇い入れて継続的な雇用・就業の機会を創出した自己資本比率が50%未満の事業主（自営業者及び自己都合退職者のうち一定範囲のものは除く） ※詳細はお問い合わせください。	●対象経費： (1)法人設立に関する事業計画作成経費・経営コンサルタント等の相談経費等 (2)職業能力開発経費 事業を円滑に運営するために必要な役員及び従業員に対する教育訓練経費等 (3)設備・運営経費 事業所の改修工事費、設備・備品、事務所賃借料（6か月分限度）、広告宣伝費等 ●補助率：対象経費の2/3 ●限度：500万円	●(社)北海道高齢・障害者雇用促進協会 (011)204-9381 www.ke-hokkaido.or.jp

制度名	対象者	補助内容	問い合わせ先
	地域貢献事業を主たる事業として行う法人を設立又は個人事業を廃業し、法人設立又は個人事業開業後6ヶ月以内に地域貢献事業計画書を提出の上認定を受けた事業主 また地域支援対象労働者を2人以上雇用すること （詳細はお問い合わせください）	●新規創業支援金 法人設立後6ヶ月以内に支払った創業経費の1/2 150万円~600万円 （創業支援対象労働者の人数及び非自発的雇職者の人数等により異なります） 【対象経費】 ①法人設立に係る事業計画作成経費（経営コンサルタント相談経費等）、②職業能力開発経費（従事する職務に必要な知識や技能習得させる経費等）、③設備・運営経費（事務所の改修工事費、賃借料、広告宣伝費、FC加盟料等） ●雇入れ奨励金 非自発的雇職者の雇用にあたり、以下の雇入れ奨励金を助成 常用労働者は1人当たり30万円、短時間労働者にあつては15万円（上限100人）	●(社)北海道高齢・障害者雇用促進協会 (011)204-9381 www.ke-hokkaido.or.jp

\* 以上の制度は、受付期間が限定されておりますので、制度のご利用に当たっては問い合わせ先にご連絡ください。

## (2) NPO法人を設立したい

制度名	制度の概要	問い合わせ先
	NPO法人設立の申請に先立ち、事前相談を実施しています。	●北海道環境生活部生活局 道民活動文化振興課 協働推進グループ (011)204-5208 ●各支庁地域振興部環境生活課 ●道庁市民活動促進センター (011)261-4440

## 融資制度

制度名	融資対象者	融資条件	問い合わせ先
	①事業を営んでいない個人であつて、1ヶ月以内に新たに事業を開始するあるいは2ヶ月以内に新たに会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有する方（概ね20%以上の自己資金が必要） ②中小企業者である会社であつて、新たに中小企業者である会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有する方 ③事業を営んでいない個人が、個人又は会社設立により事業を開始し、開始後5年を経過しない方又は、中小企業である会社が新たに設立した中小企業者である会社であつて設立後5年を経過しない方 （※1）かつ、融資対象①のうち北海道信用保証協会の創業等関連保証及び創業関連保証を受けようとする方については自己資金額の範囲内	●使途：事業資金 ●利率： 【固定金利】3年以内 年1.5% 5年以内 年1.7% 7年以内 年1.9% 10年以内 年2.1% 【変動金利】 年1.5%（融資期間が3年を超える場合に限り） ●限度：2,500万円以内（※1） ●期間：10年以内 （うち償還2年以内）	●北海道経済部商工局 商工金融課 金融支援グループ (011)204-5346 ●各支庁商工労働観光振興課及び小樽商工労働事務所 ●申込先：商工会議所、商工会、中央会 www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sky/kny/tyushu/
	①公益法人 ②社会福祉法人 ③農業分野へ進出する中小企業者等	使途：事業資金 ●利率：取扱金融機関の定めるところによる ●限度：8,000万円以内（うち運転資金3,000万円以内） ●期間：10年以内（うち償還1年以内） ※1年以内の短期資金の利用もできます ※保証協会保証付き（50%）	●北海道経済部商工局 商工金融課 金融支援グループ (011)204-5346 ●各支庁商工労働観光振興課及び小樽商工労働事務所 ●申込先：北海道銀行、北洋銀行、札幌銀行、北陸銀行、みちのく銀行、青森銀行、商工組合中央金庫、信用金庫、信用組合の本店・支店 www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sky/kny/tyushu/tampopo.htm
	④NPO法人 ⑤道、道または市町村からの助成等を受けて事業を行っている任意団体	●使途：事業資金 ●利率：取扱金融機関の定めるところによる ●限度：500万円以内 ●期間：5年以内（うち償還1年以内） ※1年以内の短期資金の利用もできます ※保証協会保証付き（50%）	
	⑥創業者（自己資金が概ね20%未満の方）	●使途：事業資金 ●利率：取扱金融機関の定めるところによる ●限度：2,500万円以内 ●期間：10年以内（うち償還1年以内） ※保証協会保証付き（50%）	

制度名	融資対象者	融資条件	問い合わせ先
	市内で創業する者及び創業後3年未満の中小企業者等	●使途：運転資金、設備資金 ●利率：年1.1%以内 ●限度：5,000万円 ●期間：10年以内 (うち償還2年以内)	●札幌中小企業支援センター (011)200-5511
	創業歴のある方など一定の要件に該当する方	●使途：運転資金、設備資金 ●利率： (固定金利型) 基準利率 2.70~2.95% (変動金利型) 特別利率 据置期間中 0.30% 据置期間満了後 1.05~5.55% ●限度：2,000万円以内 ●期間： (固定金利型) 運転資金5年以内(特に必要な場合は7年以内)(うち据置1年以内) 設備資金15年以内(うち据置3年以内) (変動金利型) 運転資金・設備資金5年(うち据置2年)	●札幌中小企業支援センター (011)200-5511
	●次のいずれかの要件に該当される方 ①現在お勤めの企業と同じ業種の事業を始められる方で、次のいずれかに該当する方 ア 現在お勤めの企業に継続して6年以上お勤めの方 イ 現在お勤めの企業と同じ業種に通算して6年以上お勤めの方 ②大学等で修得した技能等と密接に関連した職種に継続して2年以上お勤めの方で、その職種と密接に関連した業種で創業する方 ③技術やサービス等に工夫を加え多様なニーズに対応して創業する方 ④雇用の創出を伴う事業を始められる方 ⑤①~④により創業して概ね5年以内の方	●使途：運転資金、設備資金 ●利率：基準利率 2.70~2.95% 特別利率 1.60~1.95% ●限度：7,200万円以内 (うち運転資金は4,800万円以内) ●期間：運転資金5年以内(特に必要な場合7年以内)(うち据置6ヶ月以内、特に必要な場合1年以内) 設備資金15年以内(うち据置3年以内)	●国民生活金融公庫 (札幌支店) (011)231-913 (札幌北支店) (011)728-422 (旭川支店) (0166)23-524 (函館支店) (0138)23-629 (帯広支店) (0155)24-352 (網走支店) (0154)22-613 (北見支店) (0157)24-411 (富良野支店) (0143)44-173 (小樽支店) (0134)23-116 www.kokukin.go.jp/
	女性、若年者(30歳未満)又は55歳以上の方であって、新たに創業する方又は創業後概ね5年以内の方(法人組織にされている方もご利用いただけます。)	●使途：運転資金、設備資金 ●利率：基準利率 2.70~2.95% 特別利率 1.60~2.45% ●限度：7,200万円以内 (うち運転資金は4,800万円以内) ●期間：運転資金5年以内(実情に応じ7年以内)(うち据置1年以内) 設備資金15年以内(うち据置2年以内)	●国民生活金融公庫 (札幌支店) (011)231-913 (札幌北支店) (011)728-422 (旭川支店) (0166)23-524 (函館支店) (0138)23-629 (帯広支店) (0155)24-352 (網走支店) (0154)22-613 (北見支店) (0157)24-411 (富良野支店) (0143)44-173 (小樽支店) (0134)23-116 www.kokukin.go.jp/
	●次の①~③のすべての要件に該当する方 ①創業の要件 創業する方、又は創業して税務申告を2期経ておられない方 ②雇用の創出、経済活性化、勤務経験又は修得技能の要件 雇用の創出を伴う事業を始められる方 イ 技術やサービス等に工夫を加え多様なニーズに対応する事業をする方 ウ 現在お勤めの企業と同じ業種で創業する方で、次のいずれかに該当する方 ・現在お勤めの企業に継続して6年以上お勤めの方 ・現在の企業と同じ業種に通算して6年以上お勤めの方 エ 大学等で修得した技能等と密接に関連した職種に継続して2年以上お勤めの方で、その職種と密接に関連した業種で創業する方 オ 既に創業されている場合は、創業前にア~エのいずれかに該当された方 ③自己資金の要件 創業前又は創業後で税務申告を終えていない場合は、創業資金の3分の1以上の自己資金を確保できる方	●使途：運転資金、設備資金 ●利率：基準利率 2.70%+リスクプレミアム 1.2% ●限度：1,000万円以内 ●期間：運転資金5年以内 設備資金7年以内 (共に据置6ヶ月以内)	●札幌中小企業支援センター (011)200-5511
	●次の①又は②に該当する方 ①事業を営んでいない個人が、個人事業又は新会社を設立して事業を開始する具体的な計画のあるもの ②事業を営んでいない個人が創業した、創業後5年未満の個人事業主又は設立後5年未満の会社	●使途：運転資金、設備資金 ●信用保証料率：年0.88% ●保証限度額：1,000万円 (再就職支援保証を合算して1,000万円) ●期間：10年以内(据置期間1年以内を含む) ●担保：物的担保は徴収しない ●保証人：原則として法人代表者のみ	●北海道信用保証協会 (本所) (011)241-2231 (函館支所) (0138)23-8425 (帯広支所) (0155)24-3658 (北見支所) (0157)24-5196 (小樽支所) (0134)22-5188 (旭川支所) (0166)24-1441 (網走支所) (0154)23-1361 (富良野支所) (0143)45-8001 (滝川支所) (0125)23-1201 (苫小牧支所) (0144)33-1751 www.cgo-hokkaido.or.jp/

制度名	融資対象者	融資条件	問い合わせ先
	●次の①、②、③のいずれかに該当する方 ①事業を営んでいない個人が、個人事業又は新会社を設立して事業を開始する具体的な計画のあるもので、過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験のあるもの又は過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったもの ②事業を営んでいない個人が創業した創業後5年未満の個人事業主で、過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験のあるもの又は過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったもの ③事業を営んでいない個人が創業した設立後5年未満の会社で、当該会社を設立した個人が過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験のあるもの又は過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったもの	●使途：運転資金、設備資金 ●信用保証料率：年0.88% ●保証限度額：1,000万円(創業開始保証を合算して1,000万円) ●期間：10年以内(据置期間1年以内を含む) ●担保：物的担保は徴収しない ●保証人：原則として法人代表者のみ	●北海道信用保証協会 (本所) (011)241-2231 (函館支所) (0138)23-8425 (帯広支所) (0155)24-3658 (北見支所) (0157)24-5196 (小樽支所) (0134)22-5188 (旭川支所) (0166)24-1441 (網走支所) (0154)23-1361 (富良野支所) (0143)45-8001 (滝川支所) (0125)23-1201 (苫小牧支所) (0144)33-1751 www.cgo-hokkaido.or.jp/
	●次の①、②、③、④のいずれかに該当する方 ①事業を営んでいない個人が、借入金額と同額以上の自己資金を有し、個人事業又は新会社を設立して事業を開始する具体的な計画のあるもの ②中小企業者である会社が、新たに中小企業者である会社を設立して事業を開始する具体的な計画のあるもの ③事業を営んでいない個人が創業した、創業後5年未満の個人事業主又は設立後5年未満の会社 ④中小企業者である会社が、新たに設立した中小企業者である会社であって、その設立以後5年を経過していないもの	●使途：運転資金、設備資金 ●信用保証料率：年0.88% ●保証限度額：1,500万円 ●期間：10年以内(据置期間1年以内を含む) ●担保：物的担保は徴収しない ●保証人：法人代表者のみ	●北海道信用保証協会 (本所) (011)241-2231 (函館支所) (0138)23-8425 (帯広支所) (0155)24-3658 (北見支所) (0157)24-5196 (小樽支所) (0134)22-5188 (旭川支所) (0166)24-1441 (網走支所) (0154)23-1361 (富良野支所) (0143)45-8001 (滝川支所) (0125)23-1201 (苫小牧支所) (0144)33-1751 www.cgo-hokkaido.or.jp/
	次の①~④のすべてに該当し、かつ、新たに創業するもの又は創業後概ね5年以内の事業者の方 (1)創業歴等を有する個人事業者又は創業歴等を有する経営者等が営む法人であること (2)個人にかかる創業時の負債が新たな事業に影響を与えない程度に整理されていること又は整理される見通しがあること (3)創業の理由・事情がやむを得ないものであること (4)事業計画が合理的で実現性が高く、堅実な経営を遂行していく見通しが高いと当金庫が認めたもの	●使途：貸付対象者に掲げるものが、事業立ち上げに再チャレンジするために必要とする設備資金、長期運転資金及び短期資金(手形割引を含む) ●利率：当金庫所定の利率による ●期間：設備資金15年以内(うち据置3年以内) 長期運転資金7年以内(うち据置1年以内) 短期資金1年未満(分割返済及び一括返済)	●商工組合中央金庫 (札幌支店) (011)241-7231 (函館支店) (0138)23-6621 (帯広支店) (0155)23-3185 (旭川支店) (0166)21-2181 (網走事務所) (0154)42-0671)

\*金利については申込時期によって異なる場合がありますので、制度のご利用に当たっては問い合わせ先にご確認ください。

(4) 起業化計画の実現性を高めたい

制度名	制度の概要	問い合わせ先
	●対象者：札幌市内で創業を目指す個人・グループ。札幌市内に主たる事務所等を置くまたは置く予定の設立3年以内の中小企業 ●対象事業：先端技術産業分野や先進的サービス分野において、優れた技術やビジネスモデルを有するなど、実施しようとする事業に先進性や他との差別性が認められるもの。審査により、支援対象者を決定する。 ●支援内容：創業支援専門機関や学識経験者等により構成される協議会が、支援対象者の状況にあわせて、創業時期に必要な各種支援を実施。(例：財務・経営指導、事業計画のブラッシュアップ、マーケティング調査、販路拡大等)協議会は、支援の実施に要する経費を予算の範囲内で負担する。	●(財)さっぽろ産業振興財団 ベンチャー支援課 (011)200-5511 www.sec.or.jp

(5) 創業のための研修に参加したい

制度名	制度の概要	問い合わせ先
	●地域産業の活性化を図るため、食と観光分野などにおいて地域資源等を活用して事業に取り組み、地域の担い手となる起業家を育成するための研修を実施します。 ●対象者：各地域において、食や観光などの分野で具体的なビジネスアイデアを持っている方 ●研修内容：早期の創業を可能とするのに必要なノウハウを指導する実践的研修 ●開催地(予定)：札幌、函館、旭川、帯広 ●開催時期：平成19年11月~平成20年2月(各地域3日間) ●事業人員：各20名程度 ●参加料：2,500円 ※詳しくは、右記センターまでお問い合わせください。	●(財)北海道中小企業総合支援センター 新産業育成部 (011)232-2403 www.hnsc.or.jp/
		●北海道経済部商工局 商工会連盟 経営支援グループ (011)204-5332

制度名	制度の概要	問い合わせ先
	これまで培ってきた知識や経験を活かして、「起業したい」、「起業に興味がある」とお考えの「団塊の世代」の方々などを対象に、開業ノウハウを提供するセミナーを開催します。 ●開催地 北海道庁赤れんが庁舎（札幌市中央区北3条西6丁目） ●開催時期 平成19年8月4日（土）13:00～ ●参加料 無料 ●定員 100名	●(財)北海道中小企業総合支援センター 新産業育成部 (011)232-2403 www.hsc.or.jp/ ●北海道経済部商工局 商工金融課 経営支援グループ (011)204-5332
	創業を予定されている方々等を対象に、開業に係る諸届出、会社設立などの基礎から、資金調達、マーケティング、経理・税務事務など経営に関する知識・ノウハウを各分野の専門家分かりやすく講義し、ビジネスプランの完成まで指導します。 ●一般コース 平成19年6月の土・日・祝日の5日間 ●女性コース 平成18年7月の土・日・祝日の5日間 ●ステップアップコース 平成19年10月の土・日の5日間 ●経営革新塾（札幌開催）平成19年11月の土・日の5日間 ●経営革新塾（帯広開催）平成20年1月の平日の3日間 受講対象は、創業等を予定されている方、創業後日の浅い方などです。 期間は各コースとも9:30～17:00（変更の場合あり） ※詳細はお問い合わせください。	●北海道商工会連合会地域振興部 (011)251-0102 www.do-shokaren.com/ sougyo_juku/
	創業（開業）に至るまでの手順、心構え、創業後に必ず直面する販路開拓、資金調達、雇用・人材育成の問題とその解決法を学んでいただきます。また、アフターフォローとして中小企業・ベンチャー総合支援センターのアドバイザーによる創業プラン作成の個別支援も併せて受けることができます。 ◆実施日：平成20年2月1日（金）～2月23日（土）（2日間×2回） ◆募集人員：20名 ◆開催場所：札幌	●(株)中小企業基盤整備機構 人材支援課 (011)747-6080 www.snmj.go.jp/inst/ asahikawa/
	創業・起業をお考えの方を対象に事業を開始するための心構え、ビジネスプラン（事業計画）作成研修、融資制度や創業事例の紹介など、実際の創業に役立つ内容を札幌・旭川の商工会議所で開催いたします。	●(社)北海道商工会議所連合会 (011)241-6308 www.hokkaido.ocf.or.jp/
	新規事業展開等を目指す既に事業を営んでいる方や、若手後継者の方などを対象に経営戦略、組織マネジメント等の知識・ノウハウを体得し、実現可能な第二創業・アクションプランを完成させるための講座です。札幌・網走・伊達・伊達商工会議所で開催いたします。	●(財)函館地域産業振興財団 (0138)34-2600 www.techakodate.or.jp/four
	●自らが新たに独立し、起業、創業、新分野に進出を図ろうとする人を対象に、ビジネスプラン、マーケティング戦略、資金計画、損益計画のブラッシュアップを実施しています。 ◆対象者：函館地域（函館市、北斗市、七飯町）において起業化、創業、新分野進出を図ろうとする個人及び企業	

(6) インキュベーター施設に入居したい

制度名	入居対象者等	問い合わせ先
	札幌市における新たな事業分野の開拓により、地域の産業振興に資与することが期待できる事業を行うおととする意欲あふれる個人や創業期（創業又は会社設立後、概ね7年以内）の中小企業者（中小企業基本法による）及び事業協同組合、企業組合、協業組合等（NPOは除く） ●デジタルコンテンツの制作に携わる方々 ●制作活動を行う上で、デザインとITを融合して新たなステージに踏み出そうとしている方々 ●クリエイターの活動をマーケティングやプロモーション、技術開発分野でサポートすることをビジネスにしている方々 原則として、エレクトロニクス応用技術の研究開発、ソフトウェア開発、システム開発等を行うことを使用目的とすること	●(財)さっぽろ産業振興財団 (011)820-3033 www.sec.or.jp/ 札幌市産業振興センター (011)820-3033 sangyo.center.sec.or.jp デジタル創造プラザ (011)817-8911 www.lcc-jp.com/ エレクトロニクスセンター (011)807-6000 www.ssc.or.jp/eleon/
	技術開発型の創業、第2創業等をめざしている個人・企業等を対象として、研究開発に必要な技術指導、機器・設備使用等の総合的な支援を行います。 ○2室（面積：19.50㎡）	●北海道立工業試験場 研究参事・技術支援課 (011)747-2357・2347 www.hokkaido-iri.go.jp/
	●IT企業及びIT関連企業・団体等 ●実践指導室（貸室）においてソフトウェア等の研究開発などを行う企業及び団体	●(株)北海道ソフトウェア技術開発機構 (011)816-8700 www.deos.co.jp/
	研究開発型企業、特に植物系バイオテクノロジー関連企業、その他創業者等	●恵庭リサーチ・ビジネスパーク(株) (0123)36-3113 www.rbp.co.jp/
	●業種条件は、製造業及びソフトウェア業等 ●資格条件は、中小企業者等で、中小企業基本法（昭和36年法律第154号）第2条に規定する中小企業者及び法人資格を有する中小企業団体並びに任意の起業グループが対象	●(株)千歳国際ビジネス交流センター (0123)42-0501 www.piazza-c.co.jp/
	①製造業及びソフトウェア業等に属し、かつ、IT技術を活用した研究開発事業等を行う中小企業者等であること ②創業又は会社設立後、概ね10年以内であること ③市内の企業、大学等の学術機関、試験研究機関等との交流又は異業種間において、研究開発事業等を共同で行っていること又は行おうとすること	●江別市経済部企業立地推進 (011)381-1087 www.city.ebetsu.hokkaido.jp

制度名	入居対象者等	問い合わせ先
	産業支援サービス業、企業内の研究開発・情報関連・商品企画部門及び地域産業の高度化に波及効果を期待できる企業等で開業間もない方	●(株)旭川産業高度化センター (0166)68-2820 www.aro-net.co.jp/
	●研究開発型企業または研究開発に取り組むテーマを持っている者で、事業化のための研究開発を行うとするものであること ●高度な技術を保有する企業で工場等を設置しようとするものであること ●高度な技術の設備を導入し、創業しようとする者であること	●函館市商工観光部事業開発課 (0136)21-3316 www.techakodate.or.jp/ sangyou/index.html (産業支援センター) www.city.hakodate.hokkaido.jp/shoukan/kygyou/e-space.html (eスペースはこたて)
	●事業未経験のスタートアップ段階の情報系起業家や学生ベンチャー等で ◆会社を立ち上げる以前の情報系起業家 ◆その他入居施設を利用することが適当と認められる方 主に情報処理及び関連企業で、原則として引き続き1年以上事業を営んでいるもの	●(株)美明ハイテクセンター (0126)85-2080 www.bibai.com/bhca/
	情報系企業や企業の情報部門などが情報関連機器の使用等により、地域情報化の促進及び情報産業の振興・発展に資与するために利用する設立間もない企業又は進出企業を最優先としています。	●(株)北海道高度情報技術センター (0143)47-6211

※入居条件、空き状況など詳細については、各運営機関へお問い合わせください。

北海道における新規成長分野

北海道では平成9年1月に「北海道新規成長分野産業振興ビジョン」を策定し、本道において近い将来に事業化の可能性が高く、成長が期待される6つの分野（住宅・都市インフラ、環境・リサイクル、情報・通信、産業支援、健康・福祉、文化・レジャー関連分野）について、今後優先的に振興していくこととしています。

住宅・都市インフラ	環境・リサイクル	情報・通信	産業支援	健康・福祉	文化・レジャー
●住宅、住宅設備関連 ・住宅 ・住宅設備関連機器 ●都市インフラ関連 ・取寄関連機器 ・都市基盤施設 ・暖房システム など	●環境調和型製品関連 ・公害防止・環境保全機器 ・環境修繕・製造 ●資源リサイクル関連 ・資源リサイクル製品 ・エネルギーの有効利用 など	●ソフトウェア関連 ・マルチメディア対応ソフト ●情報通信基盤関連 ・情報・通信基盤 ・通信サービス ・インターネット・サポートサービス ・気象情報活用システム など	●省力化機器システム関連 ●省力化機器システム開発 ●高度生産システム開発 ●新素材関連 ・金属材料、無機系、有機系素材の開発 ●ビジネス支援サービス関連 ・衣類ネットワックスシステム ・人材派遣 ・経営コンサルティング ・マーケットリサーチ ・非破壊検査など	●健康増進施設関連 ・長寿滞在型温泉保養 ・温泉活用型リハビリ施設 ●福祉用具関連 ・オーダーメイド型機器 ・用具レンタル ●在宅医療・介護サービス関連 ・メニュー選択式サービス ●健康食品関連 ・きのこなど道産素材の活用食品 ●医療福祉情報システム関連 ・産褥医療情報システム など	●観光・レジャー関連 ・体験型滞在型観光 ・プレジャースポーツ ●文化・教育サービス関連 ・職業・学習システム ・家事・育児代行サービス など



# 北海道の設備投資の支援

## (1) 補助制度

名	対象者	補助内容	問い合わせ先
	道内に工場、航空機改修関連施設、国際物流関連施設、試験研究施設及び次に掲げる業種に係る事業所等を新設又は増設する者。 [ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、機械修理業、電気機械器具修理業、機械設計業、デザイン業、システムインテグレーション事業、ASP事業、データセンター事業、デジタルコンテンツ事業、バイオテクノロジー利用産業、コールセンター事業]	●指定期限 この補助金は平成20年3月31日までに指定を受けたものに限る。 ●補助内容 ①投資額の4～20% ②雇用増1人当たり50万円 (研究員は1人当たり100万円) ただし、100人目からは1人当たり10万円上乗せ。また、札幌市に立地する場合は40人までは1人につき30万円として、60人から50万円とする。	●北海道経済部産業立地推進局 産業立地課 立地推進グループ (011)204-5324 ●各支庁商労働観光課及び 小樽商工労働事務所
①道内に事業所を置く事業者（NPO法人及び道内地方公共団体を含む） ②道内に事業所を設置しようとする事業者 ③主に①又は②の者で構成される法人格を有する団体	●対象事業 ①自ら排出する産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルに係る設備機器設置 ②他者が排出する産業廃棄物のリサイクルに係る設備機器設置 ●対象経費 機械装置費、施設整備費、委託費、その他経費のうち知事が必要かつ適当と認めるもの ●補助率①1/2以内 ②1/3以内 ●限度額1億円（通算限度額は一事業者に付き2億円）	●北海道環境生活部環境局 循環型社会推進課 循環推進グループ主査(循環税) (011)204-5668	
食品事業者、食品廃棄物のリサイクルを実施する事業者ほか	バイオマススタウン構想に沿って市町村が主体的にバイオマスの利活用促進に取り組み場合に、バイオマスの発生から利用までを効率的に循環させるのに必要な事業の実施 ●補助率：1/2以内 ●採択要件 ①バイオマススタウン構想が公表されている市町村を事業範囲とする事業者に限る ②バイオマススタウン構想にバイオマス利活用の目標、効果等が明記されていること	●北海道農政課 食品政策課 食品環境・バイオマスグループ (011)204-5342	
食品事業者、食品廃棄物のリサイクルを実施する事業者ほか	バイオマスの利活用による農業振興、地域の循環型社会構築等のために必要なバイオマス変換施設、バイオマス発生施設・利用施設等の整備 ●補助率：原則1/2以内 ●採択要件 ①バイオマススタウン構想又はバイオマス利活用の中期的方針が策定されているか、策定されることが確実と見込まれること ②バイオマスの利活用を推進する新技術等を有する施設を整備するものであること	●北海道農政課 食品政策課 食品環境・バイオマスグループ (011)204-5342	
食品事業者、食品廃棄物のリサイクルを実施する事業者ほか (別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体)	●補助率：1/2以内 ●事業期間：原則として単年度 ●事業内容 1 食品事業者等が都道府県の行政界を越えて行う広域的な食品廃棄物等バイオマスの利活用の取組み ①協働体制構築に必要な協議会の設置、開催、共同研修活動等への支援 ②経済性、持続性の高いバイオマス利活用マニュアル策定等への支援 ③バイオマスの特性に応じた利活用システムの構築、機器設備等への支援 ④先駆的な変換技術の導入やバイオマス由来製品の利活用促進等への支援 2 バイオマスプラスチックリサイクル推進等 ①バイオマスプラスチックリサイクルシステムを構築するための、実証委員会の開催、バイオマスプラスチック製品の購入、アンケート調査・基礎データ収集、普及啓発等、バイオマスプラスチックリサイクルの回収試験・実証試験 ②循環原料由来バイオマスプラスチックを定着させるための、実証委員会の開催、循環原料由来バイオマスプラスチック製品の購入、アンケート調査・基礎データ収集、普及啓発等	●農林水産省農村振興局企画部 農村政策課 (03)3502-5399	

制度名	対象者	対象事業等	補助内容	問い合わせ先
	1. 事業協同組合等 2. 食品製造業者 地域農林水産物の生産者、食品等卸売業者、食品等小売業者等が主たる構成員となっている団体等	複数の都道府県にわたる農産物生産者や関連事業者等が連携し、事業協同組合等が農産物及びその加工品を効率よく販売又は配送するために必要となる施設整備等を実施する事業	●補助内容： 1/3以内 ●補助対象施設： 1. 農産物集出荷貯蔵施設 2. 農産物処理加工施設 3. 育苗施設 4. 新技術活用種苗等供給施設 5. 1から4までの附帯施設 6. その他	●農林水産省 北海道農政事務所 農政推進課 (011)645-6410 (直通) www.hokkaido.info.maff.go.jp/

※ 以上の制度は、受付期間が限定されておりますので、制度のご利用に当たっては問い合わせ先にご連絡ください。

## 融資制度

制度名	対象者	補助内容	問い合わせ先
	・小規模企業者（従業員20人（商業・サービス業5人）以下） ・小規模企業者以外で政令で定めるもの（従業員数21人（商業・サービス業6人）以上50人以下（貸付枠5割以内で対象） ・創業者（小規模企業者等に限る）	●用途：設備資金 ●貸付率：設備代金の1/2以内 ●限度：50万円以上4,000万円以内 ●利率：無利子 ●期間：原則7年以内 (うち据置1年以内)	●(財)北海道中小企業総合支援センター 設備資金部 (011)232-2404 www.hsc.or.jp/ ●北海道経済部商工局 商工金融課 金融支援グループ (011)204-5348
	次の業種（北海道企業立地促進条例対象業種）に係る事業所の新規設を行う事業者 (製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、機械修理業、機械設計業、デザイン業、システムインテグレーション事業、ASP事業、DC事業、デジタルコンテンツ事業、バイオテクノロジー利用産業、コールセンター事業、リサイクル工場、自然科学研究所、国際物流関連業種、航空機改修関連業種)	●用途：設備資金 ●限度：8億円以内 ●利率： 【固定金利】 3年以内 年1.5% 年1.5% 5年以内 年1.7% (融資期間が3年を7年以内 年1.8% 超える場合に限る) 15年以内 年2.1% ●期間：15年以内(うち据置2年以内)	●北海道経済部商工局 商工金融課 金融支援グループ (011)204-5348 www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sky/kny/yushu/
	事業拡張による事業規模の拡大や情報化への取組み、設備の近代化による経営の効率化などを図ろうとする計画（ステップアップ計画）を推進しようとする中小企業者等	●用途：事業資金 ●限度：8,000万円以内 ●利率： 【固定金利】 3年以内 年1.7% 年1.7% 5年以内 年1.8% (融資期間が3年を7年以内 年2.1% 超える場合に限る) 10年以内 年2.3% ●期間：10年以内(うち据置1年以内)	●北海道経済部商工局 商工金融課 金融支援グループ (011)204-5348 www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sky/kny/yushu/
	●国際標準化に対応するために製造工程等の改善を行う中小企業者等 ●省エネルギーに資する施設や新エネルギー等を使用する施設又は環境への負荷を低減させる施設等を導入する中小企業者等	●用途：事業資金 ●限度：1億円以内 ●利率： 【固定金利】 3年以内 年1.5% 年1.5% 5年以内 年1.7% (融資期間が3年を7年以内 年1.9% 超える場合に限る) 10年以内 年2.1% ●期間：10年以内(うち据置1年以内)	●各支庁商労働観光課及び 小樽商工労働事務所 ●申込先：商工金融課、商工会、中小企業団体中央会
	観光施設の新増設を行う事業者	●用途：設備資金 ●限度：2億円以内 ●利率： 【固定金利】 3年以内 年1.5% 年1.5% 5年以内 年1.7% (融資期間が3年を7年以内 年1.8% 超える場合に限る) 10年以内 年2.1% ●期間：15年以内(うち据置2年以内)	
	次のいずれかに該当する者 (1)工場不適地に立地する工場を有しており、公害問題等に対応するため、原則として工場適地に全面移転を行う者 (2)工場適地において、次に掲げる設備投資を行う者 ア 工場の設備若しくは増改築 イ 工場の近代化に著しく寄与する設備投資 ウ ISO又はHACCPを取得又は更新するため製造工程等の改善等を行う者	●用途：設備資金 ●利率：年1.1%以内 ●限度：5億円以内 ●期間：15年以内 工場団地内の場合は20年以内(うち据置2年以内)	●札幌中小企業支援センター (011)200-6511
	市内の物流効率化のための共同配送施設等の設置若しくは増改築又は機械設備等の購入を行う中小企業者等	●用途：設備資金 ●利率：年1.1%以内 ●限度：5億円以内 ●期間：15年以内 流通団地内の場合は20年以内(うち据置2年以内)	

# 北海道の雇用確保の支援

## (1) 創業・新分野進出に係る雇用の助成金

氏名	対象事業主	助成内容	問い合わせ先
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●次のいずれかを実施する中小企業者、中小企業団体、NPO法人等               <ul style="list-style-type: none"> <li>①新規創業</li> <li>②新事業展開のうち、ものづくり、食、観光、IT、バイオ、住宅、環境、リサイクル、生活関連分野に進出する事業</li> <li>③建設業等の新分野進出</li> </ul> </li> <li>●次の要件を満たす事業で、市町村の推薦を受けたもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>①市町村の地域づくりに寄与すること</li> <li>②市町村の支援が受けられること</li> <li>③一定規模の雇用創出が図られること</li> </ul> </li> </ul> <p>なお、建設業等の新分野進出について、新たな事業に従事する既存の従業員について特例措置があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業費：2分の1以内(250万円限度)</li> <li>●雇い入れ：雇用保険の一般被保険者1人あたり30万円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●北海道経済労働局雇用労政課 企画・地域支援グループ (011)204-5349</li> <li>●各支庁商工労働観光課及び小規模工労働事務所</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●次のいずれにも該当すること               <ul style="list-style-type: none"> <li>①北海道知事から改善計画の認定を受けた事業主</li> <li>②創業・異業種進出に伴い、経営基盤の強化に資する人材「※基礎人材」及び基礎人材の雇い入れに伴い「一般労働者」を新たに雇い入れる事業主</li> </ul> </li> </ul> <p>※基礎人材とは…次のイ、ロいずれにも該当する方です。</p> <p>イ) 次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 専務的・技術的な業務の企画、立案、指導を行うことができる専門的知識・技能を有する者</p> <p>(2) 部下を指導・監督する業務に従事する係長相当職以上の者</p> <p>ロ) 年収350万円以上の賃金で雇い入れられる者</p> <p>(注) 助成金利用にあたっては、創業・異業種進出の着手から6箇月以内に手続きが必要であること等、各種要件がありますので、必ず事前にお問い合わせください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●基礎人材：1人当たり140万円(1企業あたり5人を限度)</li> <li>●一般労働者：1人当たり30万円(基礎人材の雇い入れ数と同数までを限度)</li> <li>●地域雇用開発促進法第9条第1項に規定する同意雇用機会増大促進地域において雇用保険適用事業所となり、新たに労働者を雇入れた事業主</li> <li>●基礎人材：1人当たり210万円</li> <li>●一般労働者：1人当たり40万円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●(扶)雇用・能力開発機構 北海道センター (011)840-9851 <a href="http://www.ehdo.go.jp/hokkaido/">www.ehdo.go.jp/hokkaido/</a></li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●次のいずれにも該当すること               <ul style="list-style-type: none"> <li>①雇用保険の適用事業主</li> <li>②北海道知事から改善計画の認定を受けた事業主</li> <li>③新分野へ進出する事業主及び高度な技能・知識を有する者の確保をめざす事業主及び青少年がものづくり等の現場の戦力となるよう実践的な職業訓練を実施したり、現場を支える熟練した技能等を継承することを目的とした職業訓練を実施する事業主</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●教育訓練に要した費用の1/2(総訓練時間に応じて1人1コースあたり10万円・20万円を限度)</li> <li>●教育訓練期間の労働者の賃金の1/2(1人1コースあたり1,200時間を限度)</li> </ul>	

\* 以外の制度は、受付期間が限定されておりますので、制度のご利用に当たっては問い合わせ先にご確認ください。

## (2) 介護事業に係る雇用等の助成金

氏名	対象事業主	助成内容	問い合わせ先
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●次のいずれにも該当すること               <ul style="list-style-type: none"> <li>①雇用保険の適用事業主</li> <li>②下記※の介護サービスを行う介護関連事業主</li> <li>③介護分野における新規創業、異業種からの介護分野進出、従来から実施していた介護サービスとは別の介護サービスの提供、支店等の増設によるエリア拡大等に伴い、新たに雇用保険一般被保険者となる労働者を雇い入れる事業主</li> <li>④介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づく改善計画の認定を受けた事業主</li> </ul> </li> </ul> <p>※訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護、福祉用具貸与・販売、後援、要介護者への食事提供、介護老人福祉施設で行う介護サービス、訪問看護、短期入所療養介護、介護老人保健施設、介護療養施設で行う介護サービス、訪問リハビリ、通所リハビリ、居宅介護支援、その他の福祉サービス又は保健医療サービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●支給額               <ul style="list-style-type: none"> <li>特定労働者を最初に雇い入れた日から6ヵ月間に、特定労働者1人について最大70万円</li> </ul> </li> <li>●支給対象人数               <ul style="list-style-type: none"> <li>特定労働者3人</li> </ul> </li> </ul> <p>左記の要件の事業主が次の事業を実施する場合</p> <p>1 雇用管理改善事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●対象事業               <ul style="list-style-type: none"> <li>①採用の改善を図るもの</li> <li>②人的管理の改善を図るもの</li> <li>③総経理の整備等</li> <li>④健康の確保に関するもの</li> </ul> </li> </ul> <p>●支給額           計画期間に実施した事業経費(10万円以上の場合)の1/2の額(※一部支給額が2/3になる場合あり)</p> <p>2 教育訓練事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●対象事業               <ul style="list-style-type: none"> <li>①事業主が事業内で行う教育訓練</li> <li>②事業外の教育訓練施設へ委託して行う教育訓練(遠征制を除く)</li> <li>③講演会・セミナーの受講</li> <li>④有給教育訓練休暇を利用して行う教育訓練</li> <li>⑤本人の申し出により実施する遠征制の訓練(事業主が経費を負担するもの)など</li> </ul> </li> </ul> <p>●支給額           ①事業主が負担した経費の1/2の額(ただし、対象労働者1人当たり10万円が限度)</p> <p>②訓練を受ける期間又は時間に支払った賃金の1/2に相当する額</p> <p>※1の事業の支給額と2の事業の支給額の合計で100万円が限度となります</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●雇用助成金をさぼるセンター(北海道労働局職業安定部 職業対策課雇用開発係) (011)709-2311(内線3685)</li> <li>●介護労働安定センター 北海道支部 (011)219-3157 <a href="http://www.kalgo-center.or.jp/">www.kalgo-center.or.jp/</a></li> </ul>

近隣3町の工業団地分譲の優遇措置状況

市町名	優遇措置の根拠	要件及び内容
音更町	音更町工業立地促進条例 (奨励金の交付)	業種：製造業、非製造業問わず 投資額：500万円以上 雇用：3人以上〔投資額2,500万円以上〕12万円/人（限度額：3,600万円） 奨励金：土地を除く固定資産税課税対象物：固定資産税相当額5年間交付（限度額なし）
		融 資 土地購入資金の利子補給：2%を限度額（町内企業は3%）7年間補給（限度額なし）
幕別町	幕別町企業開発促進条例 (補助金の交付)	業種：製造業、非製造業問わず 投資額：500万円以上 雇用：非製造業は3人以上：12万円/人（地元雇用者は5割増）（限度額なし） 補助金：土地を除く固定資産税課税対象物：固定資産税相当額5年間交付（限度額なし）
芽室町	芽室町企業誘致条例 (奨励金の交付)	融 資 土地購入資金の融資：用地取得費の80%以内（1億円を限度）20年以内
	芽室町企業誘致条例 (奨励金の交付)	業種：製造業、非製造業問わず 投資額：2,300万円以上 雇用：非製造業は3人以上：12万円/人（地元雇用者は5割増）（限度額なし） 奨励金：土地を除く固定資産税課税対象物：固定資産税相当額3年間交付（限度額なし） 融 資 土地購入資金の融資：用地取得費の80%以内（1億円を限度）10年以内（1.9%/年）

近隣3町の工業団地の分譲状況

市町名	工業団地名	開発手法	造成及び販売主体	分譲価格 (円/坪)	備 考
音更町	音更IC工業団地 (第1期分：8.7ha)	公社開発 行為	音更町土地 開発公社	33,400~39,400 円 (36,400円)	第3期計 画まで
幕別町	リバーサイド幕別 (41.4ha)	公社開発 行為	幕別町土地 開発公社	41,000~44,000 円 (42,500円)	
	札内東工業団地	公社開発 行為	幕別町土地 開発公社	33,640円~	
芽室町	芽室東第5工業団地 (19.2ha)	公社開発 行為	芽室町商工 都市振興課	32,000~39,000 円 (35,500円)	芽室東工 業団地 1期~4 期 (160ha)
帯広市	西20条北工業団地 (48.9ha)	民間区画 整理	帯広市産業 開発公社	41,300~53,600 円 (47,450円)	

# ＝帯広市の優遇制度＝

## ● 帯広市企業立地促進条例（助成）

（問い合わせ先 帯広市工業労政課）

対象業種	要件	助成額	限度額
<b>製造業</b> リサイクル工場	新設 投資額 2,000万円以上 雇用増 5人以上	投資額の8% 1人当り10万円	投資額分 1億5,000万円 雇用増分 5,000万円
	増設 投資額 2,000万円以上 雇用増 2人以上	投資額の6% 1人当り10万円	投資額分 1億円 雇用増分 5,000万円
	十勝型産業クラスター加算		該当投資額の4%
	緑化 工場立地法第6条の 届出工場（特定工場）	緑地及び環境施設の面積 1㎡当り 1,500円	500万円
<b>特定事業所</b> ・ソフトウェア業 ・情報処理サービス業 ・情報提供サービス業 ・機械設計業 ・デザイン業 ・システムインテグレーション事業 ・アプリケーションサービスプロバイダ事業 ・データセンター事業 ・デジタルコンテンツ事業 ・コールセンター事業 <b>試験研究施設</b>	新設 投資額 2,000万円以上 雇用増 5人以上	投資額の8% 1人当り10万円	投資額分 1億円 雇用増分 5,000万円
	増設 投資額 1,000万円以上 雇用増 3人以上		

- 12
- ※「投資額」は、製造等のため直接使用される施設・設備への投資額をいい、土地取得費を除きます。
  - ※補助対象地域は、工場については、工業専用地域、工業地域等に限られます。また、特定事業所、試験研究施設については、都市計画区域となります。
  - ※「十勝型産業クラスター加算」については、別に要件があります。

## ● 帯広市工業団地立地奨励金制度

帯広市西20条北工業団地	助成の額	固定資産に係わる投資額の4%に相当する額
工業団地に入居可能な全業種	限度の額	1,000万円
固定資産に係わる設備の投資額(土地取得費を除く)2,300万円以上		

- ※投資額とは、所得税法施行令第6条第1号から第7号（建物及び附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車輛及び運搬具、工具、器具及び備品）に掲げる資産の取得価格の合計額。
- ※帯広市企業立地促進条例との併用はできません。

# ＝融資制度＝

## ● 帯広市中小企業融資制度（工業団地取得・設備資金）

帯広市西20条北工業団地の取得資金及び設備資金	25年以内(3年以内の据置き期間を含む)
中小企業者又は、中小企業団体等	年1.70%(平成20年4月1日現在)
1億円を限度	市中金融機関